

科学技術委員会 内規

策定日 2023 年 10 月 7 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、「科学技術委員会」と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を事務局長の施設に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 講演会、セミナー、出版物等を通して、生化学検査および免疫化学検査分野の品質保証、標準化、機器・試薬に関する知識と情報、臨床的有用性などに関する啓発と教育の機会を提供する。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するために科学技術セミナーを開催する。

第 5 条 前条の目的を達成するために科学技術マニュアルを刊行する。

第 6 条 科学技術セミナー、科学技術マニュアルを通して、生化学検査および免疫化学検査分野の質的向上に寄与する。

第 3 章 委員

(委員および委員長)

第 7 条 本会の委員は、日本医療検査科学会の正会員とする。

第 8 条 委員長の選出は細則第 24 条 2（委員長は理事長が評議員の中から指名し、理事会の議決を経て選任する。）に準ずる

(入会及び退会)

第 9 条 本会に入会を希望する場合は、委員の推薦状をもとに本会にて審議し、日本医療検査科学会の理事会の承認を以て委員となる。

第 10 条 委員が退会するときは、退会希望の旨を委員長に文書にて提出するものとする。

第 11 条 委員資格を失った場合は、退会とする。

第 12 条 企業において組織変更等に伴う委員交代がある場合は、適切な人材を選出する。選出できない場合は、退会とする。

(委員の義務)

第 13 条 本会の目的を達成するために各事業に積極的に取り組み貢献する。

(資格喪失)

第 14 条 委員長の許可無くして、第 5 章にある会議に 2 回連続して欠席した委員は委員資格を失う。 但し、委員長の許可のもとに代理の出席を認めるが、代理の出席が連続して 3 回の場合は、委員の交代を要する。

第 4 章 幹事委員

(幹事委員)

第 15 条 本会に次の幹事委員を置く。

- | | |
|---------|--------|
| (1)委員長 | 1 名 |
| (2)副委員長 | 2 名以内 |
| (3)幹事委員 | 10 名以内 |
| (4)事務局長 | 1 名 |

(幹事委員の任務)

第 16 条 委員長は、本会を代表して、本会の円滑な運営に努める。

(幹事委員の任期)

第 17 条 幹事委員の任期は 4 年とし、再任を妨げない。

第 5 章 会 議

第 18 条 会議の開催は、日本医療検査科学会の春季セミナーと大会の年 2 回とする。

第 19 条 会議は、事業計画、本会の内規の改定、その他必要と認める事項について議決する。

第 20 条 科学技術セミナー、科学技術マニュアルに関する運営会議は、必要に応じて開催する。

第 6 章 補 則

(内規の変更)

第 21 条 本会の内規を変更する場合は、委員会の決議を得なければならない。

附 則

1. 本内規は 2018 年 12 月 2 日をもって施行する。
2. 本内規は 2023 年 10 月 7 日に改正し、2023 年 10 月 8 日より施行する。
3. 本内規は 2024 年 12 月 6 日をもって施行する。